

諮問実施機関：和歌山県教育委員会

諮問 日：令和6年4月15日（諮問（情）第32号）

答申 日：令和7年3月24日（答申（情）第32号）

## 答 申 書

### 第1 審議会の結論

和歌山県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙1に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った部分開示決定において非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）のうち、別紙3に掲げる部分を除き、全て開示すべきである。

### 第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和5年10月5日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、審査請求人に対し、「個人情報に関する記述」について条例第7条第2号に定める「特定の個人を識別できる情報」であることを理由として、また、「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある記述」について、条例第7条第7号に定める「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」であることを理由として部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年10月19日付け教職第431号で審査請求人に通知した。この決定に係る非開示部分の詳細については、別紙2のとおりである。
- 3 審査請求人は、令和6年1月11日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分の一部を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求の内容要旨

## 1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち、条例第7条第7号に規定する「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報であることを理由として非開示とした処分を取り消し、非開示部分の開示を求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 検査員などの個人情報以外はすべて公開すべきである。
- (2) 他の都道府県や政令市の教育委員会が実施する教員採用候補者選考試験の各試験実施要項、評定票や評価表、評価シートなどは公文書開示請求において公開されている。埼玉県では約15年前から、京都府は約10年前から、岐阜県は約7年前から公開されている。これらの府県において、公開したことにより試験の運営に支障をきたしたという報告はなく、実施機関の主張は失当である。
- (3) 教員採用候補者選考試験の重大さ、関心からして、選考試験の実態を示す公文書が県民や受験者に公開されることは必要なことである。各試験の評定項目、着眼点、評価の観点などを非開示とすることで、正規教員として必要な意欲、倫理観、明朗性や協調性、使命感、誠実さ、コミュニケーション能力などを、どのような観点で判定しているのかが見えてこない。
- (4) 実施機関が実施している教員採用候補者選考試験の業務は、国民・県民から信託を受けた作業であり、その手続や内容について原則として国民・県民に公開されることが当然である。
- (5) 和歌山県個人情報保護審議会の諮問第20号答申（平成27年9月8日）によると、審議会から「面接検査において当該観点を意識した対策をしている受検者の的確な人物把握をすることは面接委員に当然に求められる資質である」として、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること（略）は認められず」と判断が出されており、受験技術のみの向上に偏った受験生の「ありのままの姿を捉えるのが困難」になるという実施機関の考えは失当である。
- (6) 令和5年度と令和6年度に実施された試験の教員採用候補者選考試験実施要項を比べると、令和6年度に実施された試験より、集団面接と個人面接に「社会性・態度」、「教育観・使命感・指導力」など各面接に5つの評定項目が掲載（開示）されるようになった。弁明書で示した非開示理由と実施要項の記載との間に齟齬が生じているが、「困難」や「支障」がどのように払拭されたのか、具体的に実施機関は説明すべきである。

- (7) 実施機関は、本件開示請求に対する非開示理由について「開示請求者にのみ全ての観点及び着眼点を示すことについて、受験者間の公平性の観点から支障をきたす」としているが、一般に公開閲覧可能とすれば、公平性は十分に、全く支障なく担保できる。また、令和6年度実施の教員採用候補者選考試験実施要項において5つの評定項目が掲載（開示）されるようになった理由について「受験者の予見可能性を確保する観点から表記を変更した」としているが、募集要項が公開された後に、部分開示として資料提供するべきである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件審査請求に対する弁明書並びに審議会における説明及び意見陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 各試験の評定項目、着眼点、評価の観点などの具体を示すことは、受験技術のみの向上に偏ってしまい、受験生のありのままの姿を捉えるのが困難になり、今後の教員採用候補者選考試験の運営において支障を及ぼすおそれがある。
- (2) 令和6年度に実施された試験の教員採用候補者選考試験実施要項において、面接については「自己アピールとともに、教育への情熱や学び続ける意欲等、教員としてふさわしい資質と能力を備えているか」、小論文については「出題の意図を的確にとらえて、自分の考えを明確にし、適切な表現で論理的に記述しているか」、実技については「各校種・教科における指導に必要な知識・知能等を備えているか」という観点を、第二次選考試験における「主な評価の観点」として示している。これは、今回の審査請求を受けて再度検討した結果、当該部分は受験生に示しても、受験技術のみの向上に偏ることはない判断したことによるものである。本件開示請求において、当該部分を非開示とした理由は、受験者間の公平等の観点から事務に支障があると考えたためである。
- (3) 近畿の自治体において、マニュアル等の一部を公開したり、試験結果を情報提供し公開しているところもあるが、和歌山県と同様の対応を行っている自治体もある。
- (4) 和歌山県個人情報保護審議会の諮問第20号答申（平成27年9月8日）の内容について異議はない。

#### 第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

## 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

## 2 本件対象公文書について

本件開示請求の内容は、別紙1(1)のとおりであり、本件開示請求に係る対象公文書は別紙1(2)のとおりである。

実施機関は、別紙1(2)の本件開示請求に係る公文書のうち、別紙1(3)の公文書については全部開示することとし、別紙2の公文書（以下「本件対象公文書」という。）について一部を非開示とする決定を行った。実施機関は、非開示部分が条例第7条第2号又は同条第7号のいずれかに該当すると判断している。このうち、審査請求人は、実施機関が条例第7条第7号に該当する情報であることを理由として非開示とした処分を取り消し、非開示部分の開示を求めていることから、実施機関が条例第7条第7号に該当することを理由として非開示とした情報（以下「本件情報」という。）の非開示情報該当性について検討する。

## 3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第7号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報とし、アからオまでが「おそれ」として例示的に掲げられ、これらの「おそれ」以外については包括的に規定されている。

適正な遂行に支障を及ぼすおそれとは、実施機関の恣意的な判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性

が要求される。

- (2) 実施機関は、別紙2の③から⑫の文書中「開示しない部分」欄に記載されている情報（ただし、検査員の氏を除く。）について「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ため、条例第7条第7号に該当することを理由として非開示としている。

実施機関は「各試験の評定項目、着眼点、評価の観点などの具体を示すことは、受験技術のみの向上に偏ってしまい、受験生のありのままの姿を捉えるのが困難になり、今後の教員採用候補者選考試験の運営において支障をきたすおそれがある」と説明している。

この点、本県個人情報保護審議会において、諮問第20号答申（平成27年9月8日）により、面接検査判定票中の特記事項について、「仮に、特記事項から教員としてふさわしい資質と能力を備えているかという観点が了知され得た場合、受験者が当該観点を意識した対策を行うことが考えられるが、面接検査において当該観点を意識した対策をしている受験者の的確な人物把握をすることは面接委員に当然に求められる資質である」との判断を示しているところである。

本件情報について、条例第7条第7号該当性について検討したところ、評定項目、着眼点、採点項目、備考、評価の観点、評価項目、評価基準、評価に関する記載、評定及び評定に関する記載については、各試験を受験しようとする者にとって、その内容は容易に推測できる情報であり、当該部分を開示したとしても「受験技術のみの向上に偏ってしまい、受験生のありのままの姿を捉えるのが困難になり、今後の教員採用候補者選考試験の運営において支障をきたす」とは認められない。

また、評価の段階、点数配分、評価点及び合計点については、これを開示した場合に配点の高い試験項目に受験者が着目し、その対策に拘泥し、結果として受験技術に優れた者が高得点を得ることが予想されるような場合には、実施機関が主張する「受験技術のみの向上に偏ってしまい、受験生のありのままの姿を捉えるのが困難になり、今後の教員採用候補者選考試験の運営において支障をきたす」可能性があると考えられるが、本件の場合、これらの情報を開示することによって実施機関が主張するような支障が生じるおそれがあるとは認められない。

なお、実施機関は、本件審査請求に対して、請求者に対して開示すると請求者のみに観点や着眼点を示すこととなり、「受験者間の公平等の観点から事務に支障があると考えたため」非開示とした旨を主張している。しかし、各試験を受験しようとする者にとって、請求者に対しこれらを開示したとしても、実施機関が主張するような受験者間の不公平等の支障が生じるおそれがあるとは認めら

れない。

したがって、別紙2の③から⑫の文書中「開示しない部分」欄に記載されている情報（ただし、検査員の氏を除く。）は「公にすることにより、当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ものとはいえないため、条例第7条第7号による非開示情報には該当しない。

### (3) 小括

以上から、本件非開示部分のうち、条例第7条第7号に該当しない別紙3に掲げる部分を除き、全て開示すべきである。

なお、審査請求人は、本件処分の非開示部分に関する主張のほか、教員採用候補者選考試験に関して種々の主張をしているが、当審議会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、審査請求人の当該主張の是非については、当審議会の判断するところではない。

## 4 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和6年5月27日	○審議
令和6年6月18日	○審議
令和6年7月22日	○審議
令和6年8月20日	○審議
令和6年9月17日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和6年10月18日	○審議
令和6年11月25日	○審査請求人の口頭意見陳述
令和6年12月16日	○審議
令和7年2月12日	○審議
令和7年3月11日	○審議

(調査審議を行った委員の氏名)

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第2部会

上岡美穂、小川高志（令和6年12月23日まで）、片山直子、  
五島光也（令和6年12月24日から）、惣谷恵

別紙1

(1) 本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和5年10月5日	令和6年度和歌山県公立学校教員採用候補者選考試験 ○第1次選考試験 総合教養試験について ・各校種、教科別の平均点（加点を含む） ・各校種、教科別の基準点（加点を含む） ○第1次選考試験 校種・教科専門試験について ・各校種、教科別の加点を含む平均点 ・各校種、教科別の加点を含む合格基準点 ○第1次選考試験について ・口頭試問の試験評価票を示す文書 ○第2次選考試験について ・実技（各校種、教科別）、集団面接、個人面接の試験評 定票を示す文書

(2) 本件開示請求に係る対象公文書

①令和6年度教員採用候補者選考試験（第一次選考試験）合格ライン（案）
②令和6年度教員採用候補者選考試験 第一次試験 口頭試問評定票
③令和6年度和歌山県公立学校教員採用候補者選考試験（実技試験）【中高共通音楽】個人採点票
④令和6年度和歌山県公立学校教員採用候補者選考試験（実技試験）【高等学校・工業】評価表
⑤令和6年度和歌山県公立学校教員採用候補者選考試験（実技試験）【中高共通美術】評価シート
⑥水泳実技試験採点表
⑦マット運動 中高共通（採点表）
⑧ダンス 中高共通（採点表）
⑨剣道 中高共通（採点表）
⑩柔道 中高共通（採点表）
⑪集団面接評定票
⑫令和6年度教員採用候補者選考 第二次試験 面接評定票

(3) (2)の本件開示請求に係る対象公文書のうち、全部開示を行った公文書

①令和6年度教員採用候補者選考試験（第一次選考試験）合格ライン（案）
②令和6年度教員採用候補者選考試験 第一次試験 口頭試問評定票

別紙2

令和5年10月19日付け教職第431号による部分開示決定

文書の名称	開示しない部分	開示しない理由
①令和6年度教員採用候補者選考試験（第一次選考試験）合格ライン（案）	※全部開示	
②令和6年度教員採用候補者選考試験 第一次試験 口頭試問評定票	※全部開示	
③令和6年度和歌山県公立学校教員採用候補者選考試験（実技試験）【中高共通音楽】個人採点票	・評定項目 ・着眼点 ・評価の段階 ・点数配分	条例第7条第7号 県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
④令和6年度和歌山県公立学校教員採用候補者選考試験（実技試験）【高等学校・工業】評価表	・採点項目 ・備考	
⑤令和6年度和歌山県公立学校教員採用候補者選考試験（実技試験）【中高共通美術】評価シート	・評価の観点 ・評価点 ・合計点 ・評価の段階	
⑥水泳実技試験採点表	・評価項目 ・評価基準 ・評価の段階 ・評価に関する記載	
⑦マット運動 中高共通（採点表）	・評定項目 ・点数配分	
⑧ダンス 中高共通（採点表） ⑨剣道 中高共通（採点表） ⑩柔道 中高共通（採点表）	・検査員の氏	条例第7条第2号 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるものであるため。
⑪集団面接評定票	・評定項目 ・着眼点 ・評価の段階	条例第7条第7号 県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
⑫令和6年度教員採用候補者選考 第二次試験 面接評定票	・評定項目 ・着眼点 ・評定 ・評定に関する記載	

別紙3

文書の名称	開示しない部分
⑦マット運動 中高共通 (採点表)	・ 検査員の氏
⑧ダンス 中高共通 (採点表)	
⑨剣道 中高共通 (採点表)	
⑩柔道 中高共通 (採点表)	